

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月5日（火） 13時30分から16時10分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者  
（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員  
（総務省）藤井次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
審議案件のうち1件については、次回以降さらに審議を行うことを決定した。
  - (2) あっせん案等の決定  
厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。  
また、厚生年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第3部会は8月19日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第10回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年8月5日（火） 13時30分から 16時40分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第2会議室
- 3 出席者  
（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、草尾委員、小西委員、  
（総務省）桜沢室長、山下次長、平原主任調査員ほか
- 4 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った（国民年金1件）。  
審議に当たっては、申立案件について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金案件5件について審議し、3件についてはあっせん案を、2件については訂正不要案を決定した。
  - (3) 部会の開催日程等  
次回の第8部会は、8月19日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第10回）議事要旨

1 日 時 平成20年8月6日（水） 13時30分から 15時30分

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第1会議室

3 出席者

（委員会）河村委員（第4部会長代理）、角田委員、桐山委員、片山委員  
（総務省）桜沢室長、山下次長ほか

4 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 部会におけるあっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金0件、厚生年金5件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

この結果、厚生年金審議案件5件中1件についてはあっせん、残る4件については訂正不要の方向性が、それぞれ示された。

(2) あっせん案等の決定

厚生年金に係る申立案件6件について、1件は年金記録を訂正する必要があると、また、5件は年金記録を訂正する必要がないと決定した。

(3) 部会の開催日程等

次回の部会は、8月20日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月6日（水） 13時30分から16時45分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階第2会議室

3. 出席者

（委員会）大西委員（部会長）、小亀委員、山下委員、坂東委員  
（総務省）田所総務部長、藤井次長、福田主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件4件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第9部会は、8月21日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月7日（木） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者  
(委員会) 児玉委員(第6部会長)、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員  
(総務省) 桜沢事務室長、森本調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。(国民年金5件)  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。また、5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
  - (3) (2) 次回の第6部会は8月21日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月7日（木） 13時30分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員  
（総務省）田所部長、柳木班長
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) あっせん案等の決定（国民年金6件）  
案件6件のうち2件についてはあっせん、他の4件は訂正不要と決定した。
  - (3) 次回の第7部会は8月21日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月8日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）第2部会：那須委員（部会長代理）、中井委員、小牧委員  
（総務省）事務室長、次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定（厚生年金5件、国民年金1件）  
案件6件のうち2件はあっせん、4件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回は、8月22日（金）午後1時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第10回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月8日（金） 13時20分から16時50分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者  
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員  
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金事案について、年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの5件を審議し、決定した。
  - (3) 次回の第5部会は、8月18日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月18日（月） 13時20分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者  
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、樽谷委員、氷室委員  
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金事案について年金記録の訂正の必要はないとするもの1件、厚生年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの7件を審議し、決定した。
  - (3) 次回の第5部会は、8月25日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月19日（火） 13時30分から16時10分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者  
（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員  
（総務省）藤井次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
審議案件のうち1件については、次回以降さらに審議を行うことを決定した。
  - (2) あっせん案等の決定  
厚生年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第3部会は8月26日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第11回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年8月19日（火） 13時30分から17時00分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第2会議室
- 3 出席者  
（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、草尾委員、小西委員、  
（総務省）山下次長、平原主任調査員ほか
- 4 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った（国民年金3件）。  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
厚生年金案件1件について審議し訂正不要案を決定した。
  - (3) 部会の開催日程等  
次回の第8部会は、8月26日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月19日（火） 13時25分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員  
（総務省）辻崎主任調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者、母親の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件、納付記録の訂正は必要ないとするもの8件を審議し、決定した。
  - (3) 次回の第10部会は8月26日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第11回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年8月20日（水） 13時30分から 16時45分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第1会議室
- 3 出席者  
（委員会）天野委員（第4部会長）、河村委員、角田委員、桐山委員  
（総務省）山下次長ほか
- 4 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った（国民年金0件、厚生年金4件）。  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
この結果、厚生年金審議案件4件中1件についてはあっせん、残る3件については訂正不要の方向性が、それぞれ示された。
  - (2) あっせん案等の決定  
厚生年金に係る申立案件10件について、4件は年金記録を訂正する必要があると、また、6件は年金記録を訂正する必要がないと決定した。
  - (3) 部会の開催日程等  
次回の部会は、8月27日（水）に開催することになった。

（ 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり ）

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月21日（木） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者  
(委員会) 児玉委員(第6部会長)、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員  
(総務省) 田所総務部長、森本調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。(国民年金5件、厚生年金1件)  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定した。また、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険料の被保険者資格の取得日の記録の訂正の必要はないと判断した。
  - (3) (2) 次回の第6部会は8月28日（木）13時30分から開催することとなった。  

文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月21日（木） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員  
（総務省）田所部長、柳木班長
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) あっせん案等の決定（国民年金8件）  
案件8件のうち3件についてはあっせん、他の5件は訂正不要と決定した。
  - (3) 次回の第7部会は8月28日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第9部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月21日（木） 13時30分から17時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階特別室

3. 出席者

（委員会）大西委員（部会長）、小亀委員、中林委員、山下委員  
（総務省）藤井次長、福田主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金7件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第9部会は、8月27日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月22日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）第2部会：島川委員（部会長）、那須委員（部会長代理）、中井委員、小牧委員  
（総務省）事務室長、次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定（厚生年金8件）  
案件8件のうち2件はあっせん、6件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回は、8月29日（金）午後1時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月25日（月） 13時20分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 会議室
3. 出席者  
（委員会）佛性委員（部会長）、竹内委員、小西委員、氷室委員  
（総務省）城野次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 脱退手当金について
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件及び年金記録の訂正の必要はないとするもの4件を審議し、決定した。
  - (3) 事務局から脱退手当金制度の概要について説明を行った。
  - (4) 次回の第5部会は、9月1日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月26日（火） 13時30分から16時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者  
（委員会）石田委員（部会長）、米子委員、植田委員、南部委員  
（総務省）田所総務部長、藤井次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 取下げ案件の報告
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金6件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態について審議を行い、事業主が正しい届出を行っているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
審議案件のうち1件については、次回以降さらに審議を行うことを決定した。
  - (2) あっせん案等の決定  
厚生年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 取下げ案件の報告  
事務室から、厚生年金に係る申立案件1件について、申立人から取下げのあったことを報告した。
  - (4) 次回の第3部会は9月2日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第8部会（第12回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年8月26日（火） 13時30分から17時05分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第2会議室
- 3 出席者  
（委員会）岡西委員（第8部会長）、塩委員、小西委員、  
（総務省）山下次長、平原主任調査員ほか
- 4 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議

### 5 会議経過

#### (1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った（国民年金8件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

#### (2) あっせん案等の決定

国民年金案件2件について審議し、1件についてはあっせん案を、また、他の1件については訂正不要案を決定した。

#### (3) 部会の開催日程等

次回の第8部会は、9月2日（火）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第10部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月26日（火） 13時25分から16時40分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）片山委員（部会長）、早澤委員、竹本委員、松本委員  
（総務省）辻崎主任調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金9件、厚生年金1件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者、母親の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件、納付記録の訂正は必要ないとするもの5件を審議し、決定した。
  - (3) 次回の第10部会は9月2日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第12回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年8月27日（水） 13時30分から 17時05分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会 第1会議室
- 3 出席者  
（委員会）天野委員（第4部会長）、河村委員、角田委員、桐山委員  
（総務省）中川第二部長、山下次長ほか
- 4 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った（国民年金0件、厚生年金6件）。  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
この結果、厚生年金審議案件6件中1件についてはあっせん、3件については訂正不要の方向性が示され、残る2件については継続審議となった。
  - (2) あっせん案等の決定  
厚生年金に係る申立案件4件について、2件は年金記録を訂正する必要があると、また、2件は年金記録を訂正する必要がないと決定した。
  - (3) 部会の開催日程等  
次回の部会は、9月3日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月28日（木） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）児玉委員（第6部会長）、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員  
（総務省）田所総務部長、森本調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金9件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) 部会として国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定した。また、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
  - (3) (2) 次回の第6部会は9月4日（木）13時30分から開催することとなった。  
〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第7部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月28日（木） 13時30分から16時45分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）中川委員（部会長）、藤本委員、河村委員  
（総務省）柳木班長
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。  
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
  - (2) あっせん案等の決定（国民年金6件）  
案件6件のうち1件についてはあっせん、他の5件は訂正不要と決定した。
  - (3) 次回の第7部会は9月4日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月29日（金） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）第2部会：島川委員（部会長）、那須委員（部会長代理）、小牧委員  
（総務省）次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定（厚生年金6件）  
6件のうち3件は特例法に基づくあっせん、他の3件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回は、9月5日（金）午後1時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕